

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月9日
【四半期会計期間】	第142期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社小松製作所
【英訳名】	KOMATSU LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野路 國夫
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目3番6号
【電話番号】	03（5561）2604
【事務連絡者氏名】	管理部長 松尾 弘信
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目3番6号
【電話番号】	03（5561）2604
【事務連絡者氏名】	管理部長 松尾 弘信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第141期 第3四半期連結 累計期間	第142期 第3四半期連結 累計期間	第141期 第3四半期連結 会計期間	第142期 第3四半期連結 会計期間	第141期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(注)3. (百万円)	1,003,927	1,301,973	357,964	442,210	1,431,564
税引前四半期(当期)純利益 (注)4. (百万円)	34,688	158,903	16,236	58,792	64,979
当社株主に帰属する四半期(当期) 純利益 (百万円)	18,355	100,622	10,157	36,858	33,559
株主資本 (百万円)	-	-	810,871	853,526	833,975
純資産額 (百万円)	-	-	851,203	899,012	876,799
総資産額 (百万円)	-	-	1,947,020	1,999,946	1,959,055
1株当たり株主資本(注)5. (円)	-	-	837.64	881.94	861.51
1株当たり当社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(注)6. (円)	18.96	103.97	10.49	38.09	34.67
潜在株式調整後1株当たり当社株主に 帰属する四半期(当期)純利益金額 (円)	18.95	103.91	10.49	38.06	34.65
株主資本比率 (%)	-	-	41.6	42.7	42.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	115,319	132,929	-	-	182,161
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	50,597	64,913	-	-	72,967
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	60,575	59,630	-	-	116,363
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	-	-	93,491	84,353	82,429
従業員数 (人)	-	-	38,517	40,909	38,518

- (注)1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 当社の連結財務諸表及び四半期連結財務諸表の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して表示している。
3. 売上高には、消費税等は含まれていない。
4. 当社の連結財務諸表及び四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(米国会計基準)に準拠して作成しているため、本表では「経常利益」に替え、連結損益計算書上の「税引前四半期(当期)純利益」を記載している。
5. 期末発行済普通株式数により計算している。
6. 平均発行済普通株式数により計算している。

## 2【事業の内容】

当社の四半期連結財務諸表は、平成21年内閣府令第73号附則第6条に基づき、改正前の「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、米国会計基準に準拠して作成しており、当該四半期連結財務諸表をもとに、関係会社については米国会計基準の定義に基づいて開示している。「第2 事業の状況」及び「第3 設備の状況」においても同様である。

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、「建設機械・車両」、「産業機械他」の2事業セグメントにわたって、製品の研究開発、生産、販売、サービスに至る幅広い事業活動を国内並びに海外で展開している。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）における、各事業セグメントに係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりである。

（建設機械・車両事業セグメント）

事業内容については、特に変更はない。

[主要な会社の異動]

特に異動はない。

（産業機械他事業セグメント）

事業内容については、特に変更はない。

[主要な会社の異動]

特に異動はない。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）において、関係会社の状況に重要な変更はない。

## 4【従業員の状況】

### （1）連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	40,909	(6,240)
---------	--------	---------

（注）従業員数は就業人員である。また、臨時従業員数は、当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）の平均人員を（ ）外数で記載している。

### （2）提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	8,269	(1,721)
---------	-------	---------

（注）従業員数は就業人員である。また、臨時従業員数は、当第3四半期会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）の平均人員を（ ）外数で記載している。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式等は必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらない製品も多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていない。

このため生産、受注及び販売の状況については、「4.財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて示している。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）において、新たに発生した事業等のリスクはない。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

### 3【経営上の重要な契約等】

- (1) 当社の完全子会社であるコマツNTC(株)とコマツ工機(株)は、両社の主たる事業である自動車業界向けの工作機械や半導体製造装置に係る技術とノウハウを結集するとともに、「戦略市場」での販売・サービス体制の強化を進めるため、平成22年11月15日開催の取締役会において合併することを決議し、同年11月16日付で合併契約を締結した。合併の概要は次のとおりである。なお、両社における合併決議株主総会（会社法第319条第1項に基づく同意取得を含む）は平成23年2月～3月中を予定している。

合併の方法：

コマツNTC(株)を存続会社とし、コマツ工機(株)を消滅会社とする吸収合併。

合併効力発生日：平成23年4月1日

合併に際して発行する株式及び割当：

当社の完全子会社同士の合併であるため、新株式の発行及び合併交付金の支払いは行わない。

引継資産・負債の状況(平成22年12月31日現在)：

・資産合計：9,449百万円

・負債合計：3,035百万円

吸収合併存続会社の資本金・事業内容：

・資本金：6,014百万円

・事業内容：板金機械・工作機械等の設計、製造、販売、サービス

- (2) 当社は、コマツエンジニアリング(株)が培ってきた溶接ロボット、試験・計測装置等に係る技術を取り込み、生産技術部門及び開発設計部門を強化し、モノづくり技術の優位性をさらに高めるために、平成22年11月16日開催の取締役会において、コマツエンジニアリング(株)と合併することを決議し、同日付で合併契約を締結した。合併の概要は次のとおりである。

合併の方法：

当社を存続会社とし、コマツエンジニアリング(株)を消滅会社とする吸収合併。

合併効力発生日：平成23年4月1日

合併に際して発行する株式及び割当：

当社は、コマツエンジニアリング(株)の全株式を保有しており、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いは行わない。

引継資産・負債の状況(平成22年12月31日現在)：

・資産合計：7,123百万円

・負債合計：4,247百万円

吸収合併存続会社の資本金・事業内容：

・資本金：70,120百万円

・事業内容：建設・鉱山機械並びに産業機械等の研究開発、生産、販売、サービス等

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当社グループは、平成22年4月より3カ年の中期経営計画「Global Teamwork for Tomorrow」をスタートし、製品・部品のICT（情報通信技術）化の推進、環境対応・安全性向上の商品開発、中国、東南アジア、中南米など「戦略市場」における販売・サービス体制の拡充、現場力の強化による継続的な改善の推進を重点項目として活動を開始した。

本中期経営計画の初年度となる平成23年3月期の当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22

年12月31日)においては、建設・鉱山機械の需要は、中国、東南アジア、中南米など「戦略市場」で高い水準で推移し、「伝統市場」である日本、北米、欧州でも各地域で前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)を上回った。また産業機械の需要も、「戦略市場」における自動車生産台数の増加と、中国を中心としたアジア地域での太陽電池産業の成長に伴い、回復に向かった。この市場の伸びをとらえ、連結売上高は4,422億円(前第3四半期比23.5%増)となった。利益については、為替が米ドル、ユーロ、人民元に対し前第3四半期に比べ大幅に円高となったものの、売上げ数量が増加したことに加え、販売価格や製造原価の改善などに引き続き注力した結果、営業利益は588億円(前第3四半期比260.7%増)、売上高営業利益率は前第3四半期に比べ8.7ポイント上回る13.3%、税引前四半期純利益は587億円(前第3四半期比262.1%増)、当社株主に帰属する四半期純利益は368億円(前第3四半期比262.9%増)と、それぞれ前第3四半期を大幅に上回った。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりである。

#### 建設機械・車両事業セグメント

建設機械・車両事業セグメントでは、「戦略市場」の中長期的成長を見込み、生産能力の増強、販売・プロダクトサポート体制の強化などに引き続き注力するなか、需要は、中国、東南アジア、中南米などで高い水準で推移するとともに、「伝統市場」である日本、北米、欧州においても前第3四半期を上回った。このグローバルな需要の回復を着実にとらえ、売上高は3,838億円(前第3四半期比20.9%増)、セグメント利益は540億円(前第3四半期比131.7%増)となった。なお、燃料消費量並びにCO2排出量の改善に効果のあるハイブリッド油圧ショベルの更なる拡販を目指すため、全世界の市場への導入を決定し、生産体制を整えた。モデルチェンジを実施した新型ハイブリッド油圧ショベル「HB205」/「HB215LC」を平成22年12月に導入した日本国内市場に続き、今後は中国、東南アジア、中南米、北米、欧州などの海外市場への導入を図っていく。(以下、地域別売上高は対外部顧客向け売上高を表示している。)

日本では、平成22年9月頃から政府による経済対策の効果が薄れ、公共投資は減少したものの、民間設備投資は堅調に推移したため、レンタル向けを中心に需要は回復に向かい、売上高は696億円(前第3四半期比14.8%増)となった。なお、新型ハイブリッド油圧ショベル「HB205」/「HB215LC」に関しては、市場導入に合わせ国内一斉の拡販活動を進めており、好調な滑り出しとなっている。

北米では、住宅着工件数は引き続き低調だったものの、レンタル及び鉱山向けの需要が堅調であり、全体の需要は回復に向かった。このような状況のもと、「代理店在庫ゼロ活動」に引き続き取り組み、代理店の体質強化を図った。中南米では、チリの鉱山向け需要が大きく伸長し、また最大市場であるブラジルでも鉱山・土木建設・農業・林業など各分野で需要が引き続き好調に推移した。この市場回復に加え、中南米の鉱山向けに販売・プロダクトサポート活動を強化した結果、米州の売上高は914億円(前第3四半期比19.9%増)となった。

欧州・CISでは、平成22年4月頃から需要の下げ止まりを見せ始め、ドイツ、イギリスを中心に西欧で需要が回復した。この市場回復に加え、販売代理店との連携により、プロダクトサポートの強化や部品の販売拡大などに努めた。CISにおいては、石炭や金などの天然資源開発向けの鉱山機械を中心に需要が伸長した。この結果、欧州・CISの売上高は411億円(前第3四半期比36.3%増)となった。このような状況のもと、鉱山機械の中長期的需要を取り込むため、昨年のコマツロシア製造(術)での生産開始に続き、シベリアにおけるクズバスサポートセンターの開設に向けた準備を進め、生産及びプロダクトサポート体制の強化を行った。

中国では、政府主導による都市化の推進やインフラ整備及び鉱山向けを中心に、需要は引き続き増加し、売上高は672億円(前第3四半期比21.1%増)となった。今後の鉱山向け需要の拡大を見込み、建設機械用のパケット、アタッチメントの開発・生産を行う小松アタッチメント常州公司の稼働を開始した。また、小松(常州)建機公司の工場移転、KCテクノセンターの稼働に向けた準備、平成16年から継続的に取り組んでいる山東交通学院・サービス専科での代理店サービスエンジニアの育成など、生産、販売・プロダクトサポート両面での体制の拡充に注力した。

アジア・オセアニアでは、東南アジアの最大市場であるインドネシアで鉱山向けの需要が引き続き伸長するとともに、土木建設・農業・林業分野も堅調に推移し、インド、タイ、マレーシアでも需要が好調に推移した。また、オーストラリアでは鉱山向けの需要が引き続き堅調に推移した。これらの市場環境を背景として、特にアジアでの売上げが大きく伸長した結果、アジア・オセアニアの売上高は892億円(前第3四半期比21.4%増)となった。東南アジアにおいては、KOMTRAXを標準装備した建設機械の導入地域の拡大に引き続き注力した。

中近東・アフリカでは、景気が回復に向かいつつあることに加え、資源価格が緩やかながらも上昇し、鉱山分野を中心に需要が堅調に推移した結果、売上高は245億円(前第3四半期比18.3%増)となった。これら鉱山開発やインフラ整備の回復に伴い今後市場は拡大する見通しであり、セネガルとケニアのトレーニングセンターにおいて、代理店サービスエンジニアの育成に引き続き注力し、プロダクトサポート体制の強化に取り組んだ。

なお、建設機械・車両事業全体の生産規模は、約4,285億円(販売価格ベース、連結ベース)であった。

#### 産業機械他事業セグメント

産業機械他事業セグメントでは、太陽電池市場向けに中国を中心としたアジア地域での設備投資が好調に推移し、シリコンインゴットの切断に使用されるワイヤーソーの販売が大きく伸長したことなどにより、売上高は612億円（前第3四半期比39.1%増）、セグメント利益は72億円の利益（前第3四半期は13億円の損失）となった。また、中国、インド、ブラジルなどの「戦略市場」において、自動車業界の設備投資が回復に向かったことから、大型プレス等の受注が増加に転じた。

このような市場環境のもと、当事業部門においては更に競争力を高めるため、自動車業界向けの工作機械や半導体製造装置を主たる事業とし、共通性が高いコマツNTC(株)とコマツ工機(株)の合併、並びに高いモノづくり技術・ノウハウを持つコマツエンジニアリング(株)の当社との合併からなる新たな組織再編を決定するとともに、ワイヤーソーなどの生産能力増強のためのコマツNTC(株)新工場設立に向けた準備を行った。

なお、産業機械他事業全体の生産規模は、約727億円（販売価格ベース、連結ベース）であった。

## (2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、四半期純利益の増加等により、前第3四半期に比べ22億円増加し、301億円の収入となった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、国内外で生産能力増強のための投資を行ったこと等により、前第3四半期に比べ238億円支出増の293億円の支出となった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期債務の増加等により、前第3四半期に比べ169億円支出減の53億円の支出となった。

これらの結果、現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）の残高は、第2四半期連結会計期間末（平成22年9月30日）に比べて62億円減少して、843億円となった。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更はない。

## (4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の当社グループの研究開発費は12,344百万円である。なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末（平成22年9月30日）に計画中であった重要な設備の新設、除去等について重要な変更はない。

なお、需要増が見込まれる中国、アジアなどの「戦略市場」向けの販売増に対応する生産設備増強等のため追加投資を決定した。これにより、平成23年3月期（通期）の設備投資予定金額は97,700百万円となった。

事業の種類別セグメントごとの内訳は次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	設備投資予定金額 (百万円)	設備の主な内容・目的	資金調達方法
建設機械・車両	92,500	増産対応、新機種対応用設備投資等	自己資金 借入金等
産業機械他	5,200	増産対応、生産合理化等	自己資金 借入金等
合計	97,700		

(注) 1. 金額には消費税を含まない。

2. 上記金額は平成22年4月1日から平成22年12月31日までの既投資額を含む。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,955,000,000
計	3,955,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月9日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	998,744,060	998,744,060	東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部)	権利内容に何ら 限定のない 当社における 標準となる株式 単元株式数100株
計	998,744,060	998,744,060	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

平成16年6月25日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	330 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	330,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 673 (注)2
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日～平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額(円)	発行価格 673 資本組入額 337 (注)3
新株予約権の行使の条件	(1)「新株予約権者」は、新株予約権の割当を受けた時の地位(当社の取締役若しくは使用人又は当社の子会社の代表取締役)を失った後も、当社とその者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約(以下、「新株予約権割当契約」という。)に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。 (2)「新株予約権者」が死亡した場合は、相続人が「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 新株予約権の発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使による場合を除く。)するときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。



## 平成17年6月24日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	635 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	635,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,126 (注)2
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日～平成25年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,126 資本組入額 563 (注)3
新株予約権の行使の条件	(1)「新株予約権者」は、新株予約権の割当を受けた時の地位(当社の取締役若しくは使用人又は当社の関係会社の代表取締役)を失った後も、当社とその者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約(以下、「新株予約権割当契約」という。)に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。 (2)「新株予約権者」が死亡した場合は、相続人が「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 新株予約権の発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使による場合を除く。)するときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

会社法に基づき当社取締役に対して報酬として発行した新株予約権は、次のとおりである。

平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年7月11日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	230 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	230,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,325 (注)3
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日～平成26年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,325 資本組入額 1,163 (注)4
新株予約権の行使の条件	(1)「新株予約権者」は、新株予約権の割当を受けた時の地位(当社の取締役)を失った後も、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約(以下、「新株予約権割当契約」という。)に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。 (2)「新株予約権者」が死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)の調整

(1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。

平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年7月10日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	239	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	239,000	(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 3,661	(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年9月3日～平成27年8月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,661 資本組入額 1,831	(注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成19年6月22日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

(1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。

平成20年7月15日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	192 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	192,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,499 (注)3
新株予約権の行使期間	平成21年9月1日～平成28年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,499 資本組入額 1,250 (注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成20年7月15日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

(1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の株式会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。

平成21年7月14日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	239 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	239,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,729 (注)3
新株予約権の行使期間	平成22年9月1日～平成29年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,729 資本組入額 865 (注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成21年7月14日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

(1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の株式会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。



5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。

## 平成22年6月23日定時株主総会決議及び平成22年7月13日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	210 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成25年8月2日～平成30年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1 (注)3
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間(ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。)に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成22年7月13日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。  
なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。
3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。
4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

会社法に基づき当社使用人等に対して無償で発行した新株予約権は、次のとおりである。

平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年7月11日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	426 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	426,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,325 (注)3
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日～平成26年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,325 資本組入額 1,163 (注)4
新株予約権の行使の条件	(1)「新株予約権者」は、新株予約権の割当を受けた時の地位(当社の使用人又は当社の関係会社の代表取締役)を失った後も、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約(以下、「新株予約権割当契約」という。)に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。 (2)「新株予約権者」が死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(普通株式の無償割当を含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。  
なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)の調整

- (1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

- (2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。

平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年7月10日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	323	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	323,000	(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 3,661	(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年9月1日～平成27年8月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,661 資本組入額 1,831	(注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めなし。	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成19年6月22日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

- (1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

- (2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。

平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年7月15日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	271	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	271,000	(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,499	(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年9月1日～平成28年8月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,499 資本組入額 1,250	(注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成20年6月24日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

- (1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

- (2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の株式会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。



5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。

平成21年6月24日定時株主総会決議及び平成21年7月14日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	397	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	397,000	(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,729	(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年9月1日～平成29年8月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,729 資本組入額 865	(注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成21年6月24日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

- (1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

- (2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の株式会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。

平成22年6月23日定時株主総会決議及び平成22年7月13日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	558 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,800 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成25年8月2日～平成30年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1 (注)3
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間(ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。)に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成22年6月23日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。  
なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。
3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。
4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	998,744,060	-	70,120	-	140,140

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)において、大株主の異動は把握していない。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日(平成22年12月31日)現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 30,432,400	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
	(相互保有株式) 普通株式 1,112,900	-	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 966,267,000	9,662,670	同上
単元未満株式	普通株式 931,760	-	同上
発行済株式総数	998,744,060	-	-
総株主の議決権	-	9,662,670	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が7,000株(議決権の数70個)含まれている。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目3番6号	30,432,400	-	30,432,400	3.04
コマツ道東株式会社	北海道帯広市西二十四条北一丁目 3番4号	300,000	-	300,000	0.03
コマツ栃木株式会社(注)1	栃木県宇都宮市平出工業団地38番地 12	287,000	4,700	291,700	0.02
コマツ山形株式会社(注)1	山形県山形市蔵王成沢字町浦192 番地	148,400	88,400	236,800	0.02
コマツ秋田株式会社(注)1	秋田県秋田市川尻大川町9番48号	-	65,500	65,500	0.00
コマツ淡路株式会社(注)1	兵庫県洲本市桑間一丁目1番7号	-	60,700	60,700	0.00
栃木シャーリング株式会社 (注)2	栃木県真岡市大和田1番地22	19,400	40,400	59,800	0.00
コマツ愛媛株式会社(注)1	愛媛県松山市高岡町151番地	31,600	3,100	34,700	0.00
東和株式会社(注)2	石川県能美市吉原釜屋町ワ48番地8	13,000	12,100	25,100	0.00
コマツ茨城株式会社(注)1	茨城県水戸市吉沢町358番地の1	-	12,800	12,800	0.00
コマツ山陰株式会社(注)1	島根県松江市東津田町1876番地	-	11,000	11,000	0.00
浜松小松フォークリフト株式会社	静岡県浜松市西区桜台一丁目6番 15号	6,000	-	6,000	0.00
静岡小松フォークリフト株式会社	静岡県静岡市駿河区北丸子一丁目 31番4号	3,800	-	3,800	0.00
大分小松フォークリフト株式会社	大分県大分市豊海四丁目2番12号	3,000	-	3,000	0.00
コマツ宮崎株式会社(注)1	宮崎県宮崎市佐土原町下那珂2957 番地12	-	1,700	1,700	0.00
山形小松フォークリフト株式会社	山形県山形市流通センター一丁目 2番地の1	300	-	300	0.00
計	-	31,244,900	300,400	31,545,300	3.15

- (注)1. 「他人名義」欄に記載している株式の名義人は、小松ディーラー持株会(神奈川県相模原市中央区淵野辺二丁目5番8号)である。
2. 「他人名義」欄に記載している株式の名義人は、小松製作所協力企業持株会(東京都港区赤坂二丁目3番6号)である。
3. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、小数点第3位を切り捨てて記載しているため、各株主の割合を合計したものと「計」で表示している割合とは一致しない。

## 2【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,023	1,851	1,791	1,851	1,877	1,963	2,006	2,404	2,515
最低(円)	1,801	1,588	1,580	1,571	1,688	1,682	1,880	1,973	2,322

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はない。



## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、平成21年内閣府令第73号附則第6条に基づき、改正前の「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（米国会計基準）による用語、様式及び作成方法に準拠して作成している。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となっている。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

株式会社小松製作所及び連結子会社

区分	注記番号	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び現金同等物		84,353		82,429	
定期預金		606		1,132	
受取手形及び売掛金					
- 貸倒引当金(当第3四半期連結 会計期間末13,725百万円、前連 結会計年度末14,941百万円)控 除後		442,298		447,693	
たな卸資産	3	458,105		396,416	
繰延税金及びその他の流動資産	8,9,10	127,099		112,451	
流動資産合計		1,112,461	55.6	1,040,121	53.1
長期売上債権		157,681	7.9	150,972	7.7
投資					
関連会社に対する投資及び貸付金		24,689		24,002	
投資有価証券	4,9,10	57,579		60,467	
その他		2,979		2,399	
投資合計		85,247	4.3	86,868	4.4
有形固定資産					
- 減価償却累計額(当第3四半期連 結会計期間末633,806百万円、前連 結会計年度末631,973百万円)控 除後		510,619	25.5	525,100	26.8
営業権		28,934	1.4	29,570	1.5
その他の無形固定資産		56,931	2.9	61,729	3.2
繰延税金及びその他の資産	8,9,10	48,073	2.4	64,695	3.3
資産合計		1,999,946	100.0	1,959,055	100.0

は「四半期連結財務諸表に関する注記」の項目番号を参照

区分	注記番号	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
短期債務		111,555		123,438	
長期債務	9,10	99,599		105,956	
- 1年以内期限到来分					
支払手形及び買掛金		279,014		207,024	
未払法人税等		20,388		22,004	
繰延税金及びその他の流動負債	8,9,10	183,801		183,324	
流動負債合計		694,357	34.7	641,746	32.7
固定負債					
長期債務	9,10	329,857		356,985	
退職給付債務		41,653		46,354	
繰延税金及びその他の負債	8,9,10	35,067		37,171	
固定負債合計		406,577	20.3	440,510	22.5
負債合計		1,100,934	55.0	1,082,256	55.2
契約残高及び偶発債務	7				
(純資産の部)					
資本金					
- 普通株式					
授權株式数					
当第3四半期連結会計期間末:					
前連結会計年度末:					
発行済株式数					
当第3四半期連結会計期間末:					
前連結会計年度末:					
自己株式控除後発行済株式数					
当第3四半期連結会計期間末:					
前連結会計年度末:					
資本剰余金		140,561		140,421	
利益剰余金					
利益準備金		33,243		31,983	
その他の剰余金		798,274		724,090	
その他の包括利益(損失)累計額	4	151,154		95,634	
自己株式					
- 取得価額					
当第3四半期連結会計期間末:					
前連結会計年度末:					
株主資本合計		35,268		34,755	
非支配持分		853,526	42.7	833,975	42.6
純資産合計		45,486	2.3	42,824	2.2
負債及び純資産合計		899,012	45.0	876,799	44.8
負債及び純資産合計		1,999,946	100.0	1,959,055	100.0

は「四半期連結財務諸表に関する注記」の項目番号を参照

(2)【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

株式会社小松製作所及び連結子会社

区分	注記番号	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高		1,003,927	100.0	1,301,973	100.0
売上原価		780,516	77.7	946,407	72.7
販売費及び一般管理費	5	181,204	18.0	190,488	14.6
その他の営業収益(費用)		6,110	0.6	2,331	0.2
営業利益		36,097	3.6	162,747	12.5
その他の収益(費用)		1,409		3,844	
受取利息及び配当金		5,215	0.5	3,012	0.2
支払利息		7,276	0.7	4,651	0.4
その他(純額)	4, 8, 10	652	0.1	2,205	0.2
税引前四半期純利益		34,688	3.5	158,903	12.2
法人税等					
当期分		24,169		31,743	
繰延分		12,330		23,907	
合計		11,839	1.2	55,650	4.3
持分法投資損益調整前 四半期純利益		22,849	2.3	103,253	7.9
持分法投資損益		556	0.1	2,399	0.2
四半期純利益		23,405	2.3	105,652	8.1
非支配持分損益		5,050	0.5	5,030	0.4
当社株主に帰属する四半期純利益		18,355	1.8	100,622	7.7
1株当たり当社株主に帰属する 四半期純利益	6				
基本的		18.96円		103.97円	
希薄化後		18.95円		103.91円	
1株当たり配当金	12	26.00円		26.00円	

は「四半期連結財務諸表に関する注記」を参照

## 【第3四半期連結会計期間】

株式会社小松製作所及び連結子会社

区分	注記番号	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高	5	357,964	100.0	442,210	100.0
売上原価		275,434	76.9	316,530	71.6
販売費及び一般管理費		61,721	17.2	65,738	14.9
その他の営業収益(費用)		4,497	1.3	1,107	0.3
営業利益		16,312	4.6	58,835	13.3
その他の収益(費用)	4, 8, 10	76		43	
受取利息及び配当金		1,250	0.3	683	0.2
支払利息		2,151	0.6	1,362	0.3
その他(純額)		825	0.2	636	0.1
税引前四半期純利益		16,236	4.5	58,792	13.3
法人税等					
当期分		8,681		13,857	
繰延分		3,485		8,286	
合計		5,196	1.5	22,143	5.0
持分法投資損益調整前					
四半期純利益		11,040	3.1	36,649	8.3
持分法投資損益		515	0.1	1,201	0.3
四半期純利益		11,555	3.2	37,850	8.6
非支配持分損益		1,398	0.4	992	0.2
当社株主に帰属する四半期純利益		10,157	2.8	36,858	8.3
1株当たり当社株主に帰属する 四半期純利益	6				
基本的		10.49円		38.09円	
希薄化後		10.49円		38.06円	
1株当たり配当金	12	8.00円		18.00円	

は「四半期連結財務諸表に関する注記」を参照

(3)【四半期連結純資産計算書】

株式会社小松製作所及び連結子会社

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

(金額:百万円)

	注記 番号	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		その他の 包括利益 (損失) 累計額	自己株式	株主資本 合計	非支配 持分	純資産 合計
				利益 準備金	その他の 剰余金					
前々期末残高		67,870	140,092	28,472	719,222	105,744	34,971	814,941	33,393	848,334
現金配当					25,180			25,180	1,735	26,915
利益準備金への振替 持分変動及びその他 包括利益(損失)				2,688	2,688			-	1,514	1,514
四半期純利益					18,355			18,355	5,050	23,405
その他の包括利益 (損失)										
- 税控除後										
外貨換算調整勘定						2,018		2,018	1,431	587
未実現有価証券評 価損益						1,244		1,244	-	1,244
年金債務調整勘定						2,326		2,326	1	2,327
未実現デリバティ ブ評価損益	8					640		640	678	1,318
計								20,547	7,160	27,707
新株予約権の付与及 び行使	5		413					413		413
自己株式の購入等							22	22		22
自己株式の売却等			84				256	172		172
前第3四半期末残高		67,870	140,421	31,160	709,709	103,552	34,737	810,871	40,332	851,203

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(金額:百万円)

	注記 番号	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		その他の 包括利益 (損失) 累計額	自己株式	株主資本 合計	非支配 持分	純資産 合計
				利益 準備金	その他の 剰余金					
前期末残高		67,870	140,421	31,983	724,090	95,634	34,755	833,975	42,824	876,799
現金配当	12				25,178			25,178	975	26,153
利益準備金への振替 持分変動及びその他 包括利益(損失)				1,260	1,260			-	1,910	1,910
四半期純利益					100,622			100,622	5,030	105,652
その他の包括利益 (損失)										
- 税控除後										
外貨換算調整勘定						56,935		56,935	3,382	60,317
未実現有価証券評 価損益						274		274	-	274
年金債務調整勘定						418		418	-	418
未実現デリバティ ブ評価損益	8					723		723	79	802
計								45,102	1,727	46,829
新株予約権の付与及 び行使	5		133					133		133
自己株式の購入等							572	572		572
自己株式の売却等			7				59	66		66
当第3四半期末残高		67,870	140,561	33,243	798,274	151,154	35,268	853,526	45,486	899,012

は「四半期連結財務諸表に関する注記」を参照

## (4)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

## 株式会社小松製作所及び連結子会社

区分	注記番号	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業活動によるキャッシュ・フロー					
四半期純利益			23,405		105,652
四半期純利益から営業活動による現金及び現金同等物の増減(純額)への調整					
減価償却費等		67,752		66,128	
法人税等繰延分		12,330		23,907	
有価証券及び投資有価証券売却損益		807		72	
有形固定資産売却損益		510		1,946	
固定資産売却損		1,313		948	
未払退職金及び退職給付債務の増減		1,884		4,142	
資産及び負債の増減					
受取手形及び売掛金の増減		28,410		48,750	
たな卸資産の増減		86,846		94,511	
支払手形及び買掛金の増減		30,792		78,182	
未払法人税等の増減		2,721		126	
その他(純額)		13,457		7,659	
営業活動による現金及び現金同等物の増減(純額)			91,914		27,277
投資活動によるキャッシュ・フロー					
固定資産の購入			69,103		74,383
固定資産の売却			11,077		6,317
売却可能投資有価証券の売却			720		1,843
売却可能投資有価証券等の購入			3,465		493
子会社及び持分法適用会社株式の売却 (現金流出額との純額)			661		-
子会社及び持分法適用会社株式の取得 (現金取得額との純額)			638		758
貸付金の回収			10,512		1,556
貸付金の貸付			1,116		918
定期預金の増減			521		407
投資活動による現金及び現金同等物の増減(純額)			50,597		64,913
財務活動によるキャッシュ・フロー					
長期債務による調達			104,021		50,162
長期債務の支払			41,069		50,392
短期債務の増減(純額)			70,869		10,339
キャピタルリース債務の減少			25,876		24,034
自己株式の売却及び取得(純額)			150		30
配当金支払			25,180		25,178
その他(純額)			1,752		121
財務活動による現金及び現金同等物の増減(純額)			60,575		59,630
為替相場変動による現金及び現金同等物への影響額			1,219		6,462
現金及び現金同等物純増減額			2,928		1,924
現金及び現金同等物期首残高			90,563		82,429
現金及び現金同等物四半期末残高			93,491		84,353

は「四半期連結財務諸表に関する注記」を参照

## 四半期連結財務諸表に関する注記

## 1. 四半期連結財務諸表の作成基準及び重要な会計方針

## 四半期連結財務諸表の作成基準

当社の四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（米国会計基準）に準拠して作成している。

当四半期連結財務諸表上では、連結会社の会計帳簿には記帳されていない、いくつかの修正が加えられている。それらは主として注記15.「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について - 会計処理基準について」で述べられている日米会計基準の相違によるものである。

## 連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における登録状況

当社は昭和39年の欧州における外貨建転換社債の発行を契機として、昭和38年より米国会計基準での連結財務諸表を作成している。また、当社は昭和45年の新株式発行に伴い、米国株主に対する割当てのために普通株式を米国証券取引委員会に登録した。以来、外国発行会社として、米国1934年証券取引法に基づいて、米国会計基準に基づいて作成された連結財務諸表を含む年次報告書を米国証券取引委員会に届け出、登録することが義務付けられている。

## 重要な会計方針

直近の有価証券報告書に記載された重要な会計方針に対し、重要な変更はない。

## 2. 補足的キャッシュ・フロー情報

四半期連結キャッシュ・フロー計算書の補足的情報は次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
	百万円	百万円
現金支出項目		
利息支払額	7,569	4,398
法人税等支払額	6,544	38,738
非現金支出項目		
キャピタルリース債務の発生額	12,663	2,147

## 3. たな卸資産

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）及び前連結会計年度末（平成22年3月31日）のたな卸資産の内訳は次のとおりである。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
	百万円	百万円
製品（含む補給部品）	292,721	254,157
仕掛品	123,846	102,096
原材料及び貯蔵品	41,538	40,163
	458,105	396,416



#### 4. 投資有価証券

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）及び前連結会計年度末（平成22年3月31日）における投資有価証券は主として売却可能投資有価証券である。

主な投資有価証券の種類別の原価額、未実現保有利益、未実現保有損失及び公正価額は次のとおりである。

	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)			公正価額 百万円
	原価額 百万円	未実現保有		
		利益 百万円	損失 百万円	
売却可能投資有価証券				
市場性ある持分証券	23,172	22,739	39	45,872
その他の投資有価証券	11,707			
	<u>34,879</u>			
	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)			公正価額 百万円
	原価額 百万円	未実現保有		
		利益 百万円	損失 百万円	
売却可能投資有価証券				
市場性ある持分証券	24,988	22,235	45	47,178
その他の投資有価証券	13,289			
	<u>38,277</u>			

その他の投資有価証券は、主に市場性のない持分証券である。その他の投資有価証券は、公正価額の見積りが実務上困難であり、また、これらの投資の公正価額に重大な影響を及ぼすと予想される事象または状況の変化等が認められなかったため、公正価額の見積りを行っていない。

未実現保有損失は、実現するまでその他の包括利益（損失）累計額に区分計上されている。

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）の売却可能投資有価証券の売却手取金額は、それぞれ720百万円及び1,843百万円である。

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）の売却可能投資有価証券の減損及び売却損益は、純額でそれぞれ807百万円及び72百万円の利益である。また、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）の売却可能投資有価証券の減損及び売却損益は、純額でそれぞれ555百万円及び162百万円の利益である。これらは、四半期連結損益計算書のその他の収益（費用）の中に含まれている。

投資有価証券の売却原価は平均原価法で算定している。

#### 5. ストック・オプション

当社は2種類のストック・オプション制度を導入している。

##### 平成22年6月以前に取締役会で決議されたストック・オプション

当社の取締役及び特定の使用人並びに関係会社の取締役に対して、権利付与日の属する月の直前月各日の東京証券取引所の終値の平均値に1.05を乗じた価額、または権利付与日の終値のいずれか高い方の金額で自己株式を購入する権利を付与する。

当社は、平成19年6月22日開催の定時株主総会及び平成21年7月14日の取締役会決議に基づき、平成21年度に当社の取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を239個発行した。当社はまた、平成21年6月24日開催の定時株主総会及び平成21年7月14日の取締役会決議に基づき、当社の使用人及び当社の関係会社の取締役に対して平成21年度にストック・オプションとして新株予約権403個発行した。それぞれのストック・オプションへの受給権は、権利付与日に100%発生する。平成21年度付与分のストック・オプションは平成22年9月1日付で行使可能となっている。

##### 平成22年7月に取締役会で決議されたストック・オプション

当社の取締役及び特定の使用人並びに関係会社の取締役に対して、行使価額1円で自己株式を購入する権利を付与する。

当社は、平成22年6月23日開催の定時株主総会及び平成22年7月13日の取締役会決議に基づき、平成22年度に当社の取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を210個、当社の使用人及び当社の関係会社の取締役に対して558個発行した。それぞれのストック・オプションへの受給権は、権利付与日に100%発生する。平成22年度付与分のストック・オプションは平成25年8月2日付で行使可能となる。

当社は報酬コストを公正価値基準法により認識している。前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）において、販売費及び一般管理費に計上された報酬コストは、それぞれ413百万円及び137百万円であり、税効果控除後でそれぞれ246百万円及び82百万円である。また、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）において、販売費及び一般管理費に計上された報酬コストは、それぞれ310百万円及び82百万円であり、税効果控除後でそれぞれ184百万円及び49百万円である。

新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

#### 6. 1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益

基本的及び希薄化後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の計算の過程は次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
当社株主に帰属する四半期純利益	18,355百万円	100,622百万円
期中平均発行済株式数（自己株式控除後）	968,000,628株	967,788,140株
希薄化の影響		
ストック・オプション	414,917株	595,770株
希薄化後期中平均発行済株式数	968,415,545株	968,383,910株
基本的1株当たり当社株主に帰属する 四半期純利益	18.96円	103.97円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する 四半期純利益	18.95円	103.91円
	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
当社株主に帰属する四半期純利益	10,157百万円	36,858百万円
期中平均発行済株式数（自己株式控除後）	968,046,436株	967,776,292株
希薄化の影響		
ストック・オプション	483,967株	765,084株
希薄化後期中平均発行済株式数	968,530,403株	968,541,376株
基本的1株当たり当社株主に帰属する 四半期純利益	10.49円	38.09円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する 四半期純利益	10.49円	38.06円

## 7. 偶発債務

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）及び前連結会計年度末（平成22年3月31日）における遡及権付債権の譲渡に係る偶発債務は、それぞれ4,840百万円及び9,850百万円である。

当社及び連結子会社は、従業員、関連会社及び顧客等の借入金について、第三者に対する債務保証を行っている。従業員に関する債務保証の主なものは、住宅ローンに対するものである。関連会社及び顧客等に関する債務保証は、信用補完のためのものである。契約期間中に従業員、関連会社及び顧客等が債務不履行に陥った場合、当社及び連結子会社は保証債務の履行義務を負う。債務保証の契約期間は、従業員の住宅ローンについては10年から30年、関連会社及び顧客等の借入金については1年から10年である。当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、債務不履行が生じた場合に当社及び連結子会社が負う割引前の最高支払額は、88,723百万円及び88,379百万円である。当第3四半期連結会計期間末において、これらの債務保証について認識されている負債の公正価値には重要性はない。これらの債務保証の一部は、当社への担保の差入及び保険契約により担保されている。

当社はこれらの偶発債務による損失が仮に発生したとしても四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではないと考えている。

当社及び連結子会社には種々の通常の営業の過程で生じた係争中の事件があるが、経営者及び弁護士の見解では当社及び連結子会社の財政状態に重要な影響を与えずに解決される見込みである。

当社及び連結子会社は、世界中の顧客、ディーラー及び関係会社を相手として営業活動を行っており、それらからの売掛金及びそれらに対する保証は、信用リスクが集中しないよう分散されている。

経営者は、債権から設定済の引当金を超える損失は発生しないと考えている。

8. 金融派生商品

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）及び前連結会計年度末（平成22年3月31日）における金融派生商品の契約残高は次のとおりである。

	当第3四半期連結会計期間末 （平成22年12月31日）	前連結会計年度末 （平成22年3月31日）
	百万円	百万円
外国為替予約及びオプション契約		
外国為替予約契約	81,391	40,209
外国為替買予約契約	73,748	48,809
オプション契約（買建）	204	949
金利スワップ、クロスカレンシースワップ契約 及び金利キャップ契約	163,080	184,487

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）及び前連結会計年度末（平成22年3月31日）において、四半期連結貸借対照表に計上されている金融派生商品の公正価額は次のとおりである。

ヘッジ指定されている 金融派生商品	当第3四半期連結会計期間末 （平成22年12月31日）			
	金融派生商品資産		金融派生商品負債	
	連結貸借対照表計上科目	公正価額 （百万円）	連結貸借対照表計上科目	公正価額 （百万円）
外国為替予約契約	繰延税金及びその他の流動資産	1,435	繰延税金及びその他の流動負債	-
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金利 キャップ契約	繰延税金及びその他の流動資産	211	繰延税金及びその他の流動負債	454
	繰延税金及びその他の資産	-	繰延税金及びその他の負債	-
計		1,646		454
ヘッジ指定されていない 金融派生商品	金融派生商品資産			
	金融派生商品負債		金融派生商品負債	
	連結貸借対照表計上科目	公正価額 （百万円）	連結貸借対照表計上科目	公正価額 （百万円）
外国為替予約契約	繰延税金及びその他の流動資産	641	繰延税金及びその他の流動負債	2,033
	繰延税金及びその他の資産	124	繰延税金及びその他の負債	5
オプション契約	繰延税金及びその他の流動資産	5	繰延税金及びその他の流動負債	-
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金利 キャップ契約	繰延税金及びその他の流動資産	4,920	繰延税金及びその他の流動負債	452
	繰延税金及びその他の資産	10,232	繰延税金及びその他の負債	276
計		15,922		2,766
金融派生商品合計		17,568		3,220

ヘッジ指定されている 金融派生商品	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)			
	金融派生商品資産		金融派生商品負債	
	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)
外国為替予約契約	繰延税金及びその他の流動資産	73	繰延税金及びその他の流動負債	830
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金利 キャップ契約	繰延税金及びその他の流動資産	354	繰延税金及びその他の流動負債	734
	繰延税金及びその他の資産	99	繰延税金及びその他の負債	-
計		526		1,564
ヘッジ指定されていない 金融派生商品	金融派生商品資産			
	金融派生商品負債		金融派生商品負債	
	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)
外国為替予約契約	繰延税金及びその他の流動資産	90	繰延税金及びその他の流動負債	1,248
オプション契約	繰延税金及びその他の流動資産	18	繰延税金及びその他の流動負債	-
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金利 キャップ契約	繰延税金及びその他の流動資産	1,730	繰延税金及びその他の流動負債	915
	繰延税金及びその他の資産	6,989	繰延税金及びその他の負債	901
計		8,827		3,064
金融派生商品合計		9,353		4,628

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）における、金融派生商品の四半期連結損益計算書への影響は次のとおりである。

#### 公正価値ヘッジにおける金融派生商品

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)			
	金融派生商品損益の計上科目	金融派生商品損益の金額 (百万円)	ヘッジ対象損益の計上科目	ヘッジ対象損益の金額 (百万円)
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金利 キャップ契約	その他の収益（費用） - その他 （純額）	2,271	その他の収益（費用） - その他 （純額）	494
計		2,271		494

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)			
	金融派生商品損益の計上科目	金融派生商品損益の金額 (百万円)	ヘッジ対象損益の計上科目	ヘッジ対象損益の金額 (百万円)
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金利 キャップ契約	その他の収益（費用） - その他 （純額）	-	その他の収益（費用） - その他 （純額）	-
計		-		-

## キャッシュ・フローヘッジにおける金融派生商品

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)				
	有効部分			非有効部分及び有効性テストで除外された金額	
	その他の包括利益に認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた損益の計上科目	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた金額 (百万円)	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	315	その他の収益(費用) - その他(純額)	373	-	-
金利スワップ、クロスカレンシースワップ契約及び金利キャップ契約	181	その他の収益(費用) - その他(純額)	90	-	-
計	496		463		-

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)				
	有効部分			非有効部分及び有効性テストで除外された金額	
	その他の包括利益に認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた損益の計上科目	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた金額 (百万円)	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	8,450	その他の収益(費用) - その他(純額)	7,454	-	-
金利スワップ、クロスカレンシースワップ契約及び金利キャップ契約	170	その他の収益(費用) - その他(純額)	-	-	-
計	8,620		7,454		-

## ヘッジ指定されていない金融派生商品

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	その他の収益(費用) - その他(純額)	691
オプション契約	その他の収益(費用) - その他(純額)	3
金利スワップ、クロスカレンシースワップ契約及び金利キャップ契約	売上原価	417
計	その他の収益(費用) - その他(純額)	1,587
		1,858

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	その他の収益(費用) - その他(純額)	344
オプション契約	その他の収益(費用) - その他(純額)	11
金利スワップ、クロスカレンシースワップ契約及び金利キャップ契約	売上原価	373
計	その他の収益(費用) - その他(純額)	6,879
		6,839

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）における、金融派生商品の四半期連結損益計算書への影響は次のとおりである。

## 公正価値ヘッジにおける金融派生商品

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)			
	金融派生商品損益の計上科目	金融派生商品損益の金額 (百万円)	ヘッジ対象損益の計上科目	ヘッジ対象損益の金額 (百万円)
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金利 キャップ契約	その他の収益(費用) - その他 (純額)	278	その他の収益(費用) - その他 (純額)	663
計		278		663

	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)			
	金融派生商品損益の計上科目	金融派生商品損益の金額 (百万円)	ヘッジ対象損益の計上科目	ヘッジ対象損益の金額 (百万円)
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金利 キャップ契約	その他の収益(費用) - その他 (純額)	-	その他の収益(費用) - その他 (純額)	-
計		-		-

## キャッシュ・フローヘッジにおける金融派生商品

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)				
	有効部分			非有効部分及び有効性テストで除外された金額	
	その他の包括利益(損失)に認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた損益の計上科目	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた金額 (百万円)	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	541	その他の収益(費用) - その他(純額)	312	-	-
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金利 キャップ契約	3	その他の収益(費用) - その他(純額)	1	-	-
計	544		313		-

	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)				
	有効部分			非有効部分及び有効性テストで除外された金額	
	その他の包括利益に認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた損益の計上科目	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた金額 (百万円)	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	2,444	その他の収益(費用) - その他(純額)	2,551	-	-
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金利 キャップ契約	167	その他の収益(費用) - その他(純額)	-	-	-
計	2,611		2,551		-

ヘッジ指定されていない金融派生商品

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	その他の収益(費用) - その他(純額)	106
オプション契約	その他の収益(費用) - その他(純額)	3
金利スワップ、クロスカレン	売上原価	174
シースワップ契約及び金利	その他の収益(費用) - その他(純額)	2,384
キャップ契約		
計		2,667

	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	その他の収益(費用) - その他(純額)	280
オプション契約	その他の収益(費用) - その他(純額)	2
金利スワップ、クロスカレン	売上原価	105
シースワップ契約及び金利	その他の収益(費用) - その他(純額)	1,095
キャップ契約		
計		708



9. 金融商品の公正価額情報

現金及び現金同等物、定期預金、受取手形及び売掛金、その他の流動資産、短期債務、支払手形及び買掛金、その他の流動負債

これらの勘定は短期間で決済されるので、その四半期連結貸借対照表計上額は公正価額に近似している。

投資有価証券 - 市場性ある持分証券

公正価額の見積りが可能な市場性ある持分証券の公正価額は、市場価格に基づいて算定しており、その結果を四半期連結貸借対照表に計上している。

長期売上債権

長期売上債権の公正価額は、将来のキャッシュ・フローから、現行の予想利率で割り引いて算定する。その結果、四半期連結貸借対照表計上額は公正価額に近似している。

長期債務 - 1年以内期限到来分を含む

長期債務の公正価額は、取引所の相場による価格に基づいて算定するか、あるいは、借入ごとに将来のキャッシュ・フローから、類似の満期日の借入金に対して適用される期末時点での借入金利で割り引いて算定した現在価値に基づいて算定している。

金融派生商品

主に外国為替予約及び金利スワップ契約からなる金融派生商品の公正価額は、金融機関から入手した見積価格に基づいて算定しており、その結果を四半期連結貸借対照表に計上している。

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）及び前連結会計年度末（平成22年3月31日）における、ヘッジ目的で利用されると会計上認められない金融派生商品を含む金融商品の四半期連結貸借対照表計上額及び公正価額は次のとおりである。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
	計上額	公正価額	計上額	公正価額
	百万円	百万円	百万円	百万円
投資有価証券 - 市場性ある持分証券	45,872	45,872	47,178	47,178
長期債務 - 1年以内期限到来分を含む	429,456	426,347	462,941	460,916
金融派生商品				
外国為替予約及びオプション契約				
資産	2,205	2,205	181	181
負債	2,038	2,038	2,078	2,078
金利スワップ、クロスカレンシー スワップ契約及び金利キャップ契約				
資産	15,363	15,363	9,172	9,172
負債	1,182	1,182	2,550	2,550

公正価額の見積りについて

公正価額の見積りについては特定の一時点で、利用可能な市場情報及び当該金融商品に関する情報に基づいて算定している。これらの見積りは不確実な点及び当社の判断を含んでいる。そのため、想定している前提が変わることにより、この公正価額の見積りに影響を及ぼす可能性がある。

10. 公正価値による測定

米国財務会計基準審議会会計基準編纂書820「公正価値測定と開示」は、公正価値を「市場参加者が測定日に行う通常の取引において、資産を売却して受け取る価格または負債を譲渡するために支払う価格」と定義し、公正価値をその測定のために使用するインプットの信頼性に応じて3つのレベルに区分することを規定している。各レベルの内容は以下のとおりである。

- ・レベル1：活発な市場における同一資産または同一負債の市場価格
- ・レベル2：レベル1以外の、直接的または間接的に観察可能なインプット
- ・レベル3：観察不能なインプット

経常的に公正価値で測定される資産及び負債

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）及び前連結会計年度末（平成22年3月31日）における、経常的に公正価値で測定される資産及び負債の内訳は次のとおりである。

	当第3四半期連結会計期間末 平成22年12月31日 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>資産</b>				
投資有価証券				
製造業	26,908	-	-	26,908
金融・保険業	17,080	-	-	17,080
その他	1,884	-	-	1,884
金融派生商品				
外国為替予約契約	-	2,200	-	2,200
オプション契約	-	5	-	5
金利スワップ、クロスカレ ンシースワップ契約及び金 利キャップ契約	-	15,363	-	15,363
その他	-	-	9	9
合計	45,872	17,568	9	63,449
<b>負債</b>				
金融派生商品				
外国為替予約契約	-	2,038	-	2,038
金利スワップ、クロスカレ ンシースワップ契約及び金 利キャップ契約	-	1,182	-	1,182
その他	-	33,498	829	34,327
合計	-	36,718	829	37,547

前連結会計年度末  
平成22年3月31日  
(百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>資産</b>				
投資有価証券				
製造業	26,147	-	-	26,147
金融・保険業	18,935	-	-	18,935
その他	2,096	-	-	2,096
金融派生商品				
外国為替予約契約	-	163	-	163
オプション契約	-	18	-	18
金利スワップ、クロスカレ ンシースワップ契約及び金 利キャップ契約	-	9,172	-	9,172
合計	47,178	9,353	-	56,531
<b>負債</b>				
金融派生商品				
外国為替予約契約	-	2,078	-	2,078
金利スワップ、クロスカレ ンシースワップ契約及び金 利キャップ契約	-	2,550	-	2,550
その他	-	22,839	2,280	25,119
合計	-	27,467	2,280	29,747

投資有価証券

上場株式が含まれている。活発な市場の公表価格に基づいて公正価値を測定しており、レベル1に分類している。

金融派生商品

外国為替予約及び金利スワップ契約等が含まれている。外国為替予約契約の公正価値は、契約レートと測定日の予約レートとの差額から生じる将来キャッシュ・フローの現在価値を使用した価格モデルに基づき算定し、レベル2に分類している。金利スワップ契約の公正価値は、スワップカーブと契約期間を使用した価格モデルに基づき算定し、レベル2に分類している。

その他

公正価値で測定した一部の借入金及び売上債権の証券化に係る留保持分等が含まれている。借入金の公正価値は、市場のイールドカーブとクレジットスプレッドを使用した価格モデルに基づき算定し、レベル2に分類している。クレジットスプレッドについてはクレジットデフォルトスワップを利用することにより入手している。売上債権の証券化に係る留保持分の公正価値は、現在の市場の状況及び比較可能な売上債権の過去の実績に基づいた割引率、前払い率並びに貸倒率を用いた見積り将来キャッシュ・フローの現在価値を使用した価格モデルに基づき算定し、レベル3に分類している。

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）におけるレベル3の変動は次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）	当第3四半期連結累計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）
	百万円	百万円
期首残高	919	2,280
損益合計（実現または未実現）	911	236
損益	948	20
その他の包括利益（損失）	37	216
購入・発行及び決済	2,574	1,224
期末残高	744	820

レベル3に分類している負債で、前第3四半期連結会計期間末に保有している負債に関する未実現利益の金額は、前第3四半期連結累計期間において、四半期連結損益計算書のその他の収益（費用）に948百万円の益が計上されている。

レベル3に分類している資産及び負債で、当第3四半期連結会計期間末に保有している資産及び負債に関する未実現利益の金額は、当第3四半期連結累計期間において、四半期連結損益計算書のその他の収益（費用）に20百万円の益が計上されている。

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）におけるレベル3の変動は次のとおりである。

	前第3四半期連結会計期間 （自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）	当第3四半期連結会計期間 （自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）
	百万円	百万円
期首残高	558	1,444
損益合計（実現または未実現）	245	33
損益	212	55
その他の包括利益（損失）	33	22
購入・発行及び決済	59	657
期末残高	744	820

レベル3に分類している負債で、前第3四半期連結会計期間末に保有している負債に関する未実現利益の金額は、前第3四半期連結会計期間において、四半期連結損益計算書のその他の収益（費用）に1,534百万円の益が計上されている。

レベル3に分類している資産及び負債で、当第3四半期連結会計期間末に保有している資産及び負債に関する未実現損失の金額は、当第3四半期連結会計期間において、四半期連結損益計算書のその他の収益（費用）に55百万円の損が計上されている。

#### 非経常的に公正価値で測定される資産及び負債

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）において、非経常的に公正価値で測定された資産及び負債はない。

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）において、非経常的に公正価値で測定された資産及び負債は重要ではない。

11. 貸出コミットメント

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）及び前連結会計年度末（平成22年3月31日）において、一部の連結子会社は代替流動性を確保するため、金融機関との間でそれぞれ43,018百万円及び50,082百万円のコミットメントライン契約を締結している。当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における未使用枠はそれぞれ18,966百万円及び23,741百万円となっている。

12. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	7,748	利益剰余金	8	平成22年3月31日	平成22年6月24日
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	17,429	利益剰余金	18	平成22年9月30日	平成22年11月26日

(注) 百万円未満の端数を切り捨てて表示している。

13. セグメント情報

当社及び連結子会社は、1) 建設機械・車両、2) 産業機械他の2つの事業セグメントで営業活動を行っている。セグメント利益は、日本の会計慣行に従い、売上高から売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いたものであり、各セグメント利益には、上級役員、経営企画、コーポレートファイナンス、人事、内部監査、I R、法務、広報に係る費用等の特定の全社共通費用や金融費用、並びに長期性資産や営業権の減損等、各セグメントに関連する特別な費用は含まれていない。

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	建設機械・車両 (百万円)	産業機械他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	886,487	117,440	1,003,927	-	1,003,927
(2) セグメント間の内部売上高	2,040	11,276	13,316	13,316	-
計	888,527	128,716	1,017,243	13,316	1,003,927
セグメント利益	44,131	2,273	46,404	4,197	42,207

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

	建設機械・車両 (百万円)	産業機械他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,146,921	155,052	1,301,973	-	1,301,973
(2) セグメント間の内部売上高	1,614	7,740	9,354	9,354	-
計	1,148,535	162,792	1,311,327	9,354	1,301,973
セグメント利益	156,379	13,403	169,782	4,704	165,078

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	建設機械・車両 (百万円)	産業機械他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	316,882	41,082	357,964	-	357,964
(2) セグメント間の内部売上高	623	2,945	3,568	3,568	-
計	317,505	44,027	361,532	3,568	357,964
セグメント利益 (損失)	23,344	1,397	21,947	1,138	20,809

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

	建設機械・車両 (百万円)	産業機械他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	383,276	58,934	442,210	-	442,210
(2) セグメント間の内部売上高	623	2,309	2,932	2,932	-
計	383,899	61,243	445,142	2,932	442,210
セグメント利益	54,077	7,270	61,347	1,405	59,942

セグメント別利益の合計額と税引前四半期純利益との調整

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
	百万円	百万円
セグメント別利益の合計額	46,404	169,782
消去又は全社	4,197	4,704
セグメント利益合計	42,207	165,078
その他の営業収益(費用)	6,110	2,331
営業利益	36,097	162,747
受取利息及び配当金	5,215	3,012
支払利息	7,276	4,651
その他(純額)	652	2,205
税引前四半期純利益	34,688	158,903

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
	百万円	百万円
セグメント別利益の合計額	21,947	61,347
消去又は全社	1,138	1,405
セグメント利益合計	20,809	59,942
その他の営業収益(費用)	4,497	1,107
営業利益	16,312	58,835
受取利息及び配当金	1,250	683
支払利息	2,151	1,362
その他(純額)	825	636
税引前四半期純利益	16,236	58,792

(注) 1. 事業の種類別セグメントに含まれる主要製品・事業内容は、次のとおりである。

a. 建設機械・車両事業

掘削機械、積込機械、整地・路盤用機械、運搬機械、林業機械、地下建設機械、資源リサイクル機械、産業車両、その他機械、エンジン、機器、鋳造品、物流関連

b. 産業機械他事業

鍛圧機械、板金機械、工作機械、防衛関連、温度制御機器、その他

2. セグメント間の取引は、独立企業間価格で行われている。

【地域別情報】

地域別外部顧客に対する売上高は次のとおりである。

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	中国 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	中近東・ アフリカ (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	238,033	232,725	92,826	178,606	201,802	59,935	1,003,927

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	中国 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	中近東・ アフリカ (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	256,680	289,839	114,065	282,145	285,059	74,185	1,301,973

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	中国 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	中近東・ アフリカ (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	87,301	80,400	30,604	60,867	78,018	20,774	357,964

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	中国 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	中近東・ アフリカ (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	93,561	93,252	41,927	96,018	92,873	24,579	442,210

日本及び中国を除く。

所在国別外部顧客に対する売上高は次のとおりである。

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	中国 (百万円)	その他の地域 (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	356,775	221,805	104,828	152,851	167,668	1,003,927

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	中国 (百万円)	その他の地域 (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	460,871	284,200	123,411	218,463	215,028	1,301,973

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	中国 (百万円)	その他の地域 (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	131,348	76,253	35,366	55,894	59,103	357,964

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	中国 (百万円)	その他の地域 (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	163,952	92,550	43,352	70,939	71,417	442,210



- (注) 1. 平成23年3月期より、中国をその他の地域から区分し、個別に表示している。これに伴い、前第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結会計期間の数値を、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間の表示に合わせ組替えて表示している。
2. 欧州・CIS及びその他の地域には、個別開示すべき重要な国はない。

開示すべき単一の外部顧客に対する売上高はない。

14. 重要な後発事象  
該当なし。

15. 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について

当社の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、米国会計基準に準拠している。  
わが国の「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に準拠して作成する場合との主な相違点は次のとおりである。

四半期連結財務諸表の構成について

わが国の四半期連結財務諸表は、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記で構成されているが、米国会計基準による連結財務諸表は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産計算書（その他の包括利益（損失）累計額を含む）、連結キャッシュ・フロー計算書及び注記から構成されている。当該米国会計基準に基づき、当社の四半期連結財務諸表は、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結純資産計算書（その他の包括利益（損失）累計額を含む）、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記で構成している。

連結対象範囲について

わが国の連結財務諸表は、実質支配力・影響力基準により連結対象範囲の判断を行っているが、米国会計基準に基づく連結財務諸表は、議決権にて判定を行う持株基準及び変動持分事業体の連結基準により連結対象範囲の判断を行っている。

会計処理基準について

a. 割賦販売繰延利益

わが国では割賦販売に係る利益の繰延は認められているが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、販売時に利益を認識し、割賦販売利益の繰延処理は行っていない。

b. 株式交付費

わが国では株式交付費は損益取引として発生時に費用処理が認められているが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、資本取引に伴う費用として資本剰余金の控除項目として処理している。

c. 退職給付会計

わが国では年金数理計算上の純損益の償却方法として、平均残存勤務期間内の一定の年数で償却することを求めているが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、回廊アプローチを採用している。  
また、わが国では貸借対照表上に退職給付引当金として、予測給付債務から未認識債務及び年金資産を控除した金額を計上するが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、年金制度の積立状況、すなわち予測給付債務と年金資産の差額を計上している。

d. 企業結合及び営業権

わが国では営業権を一定期間で償却することが求められているが、米国会計基準では、営業権の償却を行わず、代わりに各年度の減損テストの実施を要求している。また耐用年数を認識できない無形固定資産についても償却を行わず、減損テストを行うことを要求している。

表示の方法について

a. 利益準備金の表示

わが国では利益準備金はその他の剰余金とあわせて利益剰余金として記載されるが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、別建表示している。

b. 損益計算書の表示

わが国では四半期純利益（純損失）については少数株主損益の次に記載されるが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、非支配持分損益控除前の損益を四半期純利益（純損失）とし、非支配持分損益

控除後の損益は当社株主に帰属する四半期純利益（純損失）として非支配持分損益の次に表示している。

c . 特別損益について

わが国では固定資産売却損益等は特別損益として表示されるが、当社のそれらの項目は米国会計基準のもとで特別損益として表示すべき項目に該当するものではないので、当社の四半期連結財務諸表では特別損益の表示はない。

d . 持分法投資損益

わが国では持分法投資損益は投資に係る損益であるため営業外損益に記載されるが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、税引前四半期純利益の下に表示している。

e . 賃貸等不動産について

わが国では賃貸等不動産の重要性が高い場合、その概要や連結貸借対照表計上額及び時価等の注記が必要であるが、当社の四半期連結財務諸表において賃貸等不動産の総額に重要性がないため、注記を省略している。

## 2【その他】

平成22年10月28日開催の取締役会において、当期の中間配当に関し、次のとおり決議した。

中間配当による配当金の総額	17,429百万円
1株当たりの金額	18円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成22年11月26日

(注) 1.平成22年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主及び登録株式質権者に対し、支払いを行った。

2.配当金の総額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示している。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社小松製作所  
取締役会 御中

### あ ず さ 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 勉 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 美晃 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岡野 隆樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社小松製作所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結純資産計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表の注記事項1参照）に準拠して、株式会社小松製作所及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

四半期連結財務諸表の注記事項1に記載されているとおり、会社は平成21年4月1日より米国財務会計基準審議会会計基準編纂書810「連結」を適用し、この会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

株式会社小松製作所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 勉 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 袖川兼輔 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡野隆樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社小松製作所の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結純資産計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表の注記事項1参照）に準拠して、株式会社小松製作所及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。